

岐阜県公報

目 次

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ
一

公 示

号 外 (一) 平 成 二 十 二 年 四 月 三 十 日

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、瑞浪都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
瑞 浪	平成二十二年五月二十七日（木）午後六時から	瑞浪市上平町一丁目一番地 瑞浪市役所二階大会議室	瑞 浪 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、瑞浪市建設水道部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年四月三十日

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日当たる）（ときは翌日）

平成二十二年四月三十日(金)から同年五月十八日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
 及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
 四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年五月十八日(火)までに千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五)又は瑞浪市建設水道部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、目標都市像を「安心・快適 私たちが創るみずなみのまち」とし、この実現に向けた都市づくりの基本理念を次のとおり示す。

- 1 快適で個性豊かな都市環境の創造
- 2 広域ネットワークの強化と交通網の充実
- 3 活力に満ちた産業都市への転換
- 4 自然の保全・活用

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	住宅地区		沿道商業地区	中心商業地区	地域	位置	目指すべきまちづくりのイメージ
	集落地区	一般住宅地区					
緑地	市街地内及び土岐川河川空間、木曾川周辺の河川空間		中心商業地周辺の住宅地	中心商業地から外れた(国)十九号沿道	JR瑞浪駅南部を中心とした地域	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ
工業地区	工業系用途地域に指定された大規模な工場が立地している地区等		市街地外の農地と一体になった既存集落地区	(国)十九号の利便性を活かした沿道サービス型の商業地	魅力ある商業地	の位置	目指すべきまちづくりのイメージ
	周辺の住環境に配慮した工業地		自然豊かな住居環境を備えた住宅地	利便性と良好な住環境を備えた住宅地			

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 平地部のほとんどにおいて既に用途地域が指定されており、建築着工動向をみると、近年は沈静化してきているとともに、市街地(用途地域)内での着工が中心となっていること。

2 D I Dは市街地内のみで指定されており、その面積にもほとんど変動がなく、低密度化しているため、今後とも市街地外での指定は見込めないこと。

3 市街地内の約六割の地区が土地区画整理事業により基盤整備済みであること。

4 市街地外は、土地利用の混在や基盤未整備地区があるものの、今後は急速な市街化の進展は見込めないこと。

5 市街地外に広がる緑地等自然環境については、今後人口の増加をはじめとする新たな土地需要は見込まず、自然環境喪失の可能性は低いと考えられること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

J R 瑞浪駅北側の丘陵地及び南部の市街地拡大区域、(国) 十九号以南の丘陵地並びに明賀台住宅団地、学園台団地、土岐地区(土地区画整理事業区域)、土岐川を挟んで近接する中京高校周辺、基盤整備及び住宅化の進行している瑞浪中央地区及び瑞浪第一地区の(都) 寺河戸山田線周辺、山田町の住宅団地地区を位置付け、良好な居住環境を形成する。

(二) 商業系

(1) J R 瑞浪駅周辺の既存商業地では、アクセス道路などの都市基盤整備及び沿道商店街の魅力の向上を図るためのポケットパークや駐車場など商業環境の整備、地域交流センターなど物販店以外の施設整備の充実により、都市的・文化的な商業機能を集積させ、魅力づくりを行う。

(2) 市街地内の(都) 山野内鶴城線(国) 十九号) 沿道は近隣商業地として位置付け、大型商業施設を中心に沿道型の商業・サービス施設による利用を促進する。

(3) (国) 十九号沿道において既存の大型商業施設が立地している土岐町益見地内をはじめとする三地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、今後も商業機能の維持・促進を図る地区とする。

(4) 大規模集客施設立地エリア以外については、商業・サービス施設・住宅等の混在立地する沿道利用ゾーンとして位置付け、背後の住宅地環境に配慮しつつ、主要幹線道路の沿道利用を促進する。

(三) 工業系

(1) 市街地南西部の大規模工業地区を中心に、(都) 和合山田線沿道の工業地区、土岐川沿いの工業地区などの既存工業地を位置付け、今後も工業機能の維持向上を図る。

(2) 瑞浪クリエイション・パークについては、新産業創出の拠点として位置付ける。

(四) 緑地等

(1) 主要河川及びその支流の周辺地域や本区域北部から東部にかけての丘陵地、南部の丘陵地等で「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」などに指定されている区域については、災害を未然に防止する観点から市街化の抑制に努める。

(2) 土岐川、小里川、日吉川等の主要河川沿いの農業集落においては、農村集落における居住環境及び活力の維持・保全を図るとともに、農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地の保全を図り、必要に応じて現状の農業生産基盤の維持・保全を図る。

(3) 「飛驒木曾川国定公園」に指定された広大な森林地域をはじめ、多くの保安林も含めた山地及び丘陵地の保全を図る。

(4) 良好な自然環境を有する竜吟峡周辺の森林については保全に努め、さらに、本区域北部を流れる木曾川では緑の空間として親水化を図る。

(五) その他
本区域内に点在している既存集落を集落地区として位置付け、日常生活に必要な生活基盤の整備を積極的に行い、良好な営農環境の保全及び自然と調和した良好な住宅地を形成する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 東西方向の交通機能及び本区域のネットワークを強化する道路網の整備促進を図る。

(2) 市街地中心部と周辺地区を結ぶ道路体系を維持する。

(3) リニア中央新幹線停車駅誘致へ広域的に取り組む。

(4) (国) 十九号において、渋滞の緩和、交通事故の軽減、沿道環境の緩和を図るため、バイパスとしての整備を行う。

(5) 自然生態系の保全、環境と調和した道路網の整備を行う。

(6) 中山道(主) 恵那御嵩線) の整備にあわせて、ハナノキ、ハカタユリ、シデコブシ等の自生植物の保全を図り、山間部道路を含めてエコロードとしての整備を検討する。

(7) 鉄道・コミュニティバスなど総合的な公共交通体系の構築を目指す。

(二) 下水道及び河川

(1) 市街地内においては、公共下水道の整備はほぼ終了しており、市街地外の集落地区では、公共下水道と農業集落排水事業や合併浄化槽設置事業との調整を図りつつ、生活環境整備と公共水域の水質保全に努め居住環境の向上や公共水域の環境保全を図るため、市街地を中心に公共下水道の整備を推進する。

(2) 治水事業としての安全性確保に加え、親水空間としての整備・活用を図る。

(3) 土岐川では、河畔にポケットパークや遊歩道等を整備するなど、本区域の個性を演出する空間として位置付け、環境整備を継続する。

3 市街地開発事業に関する方針

市街地では、現在進められている組合施行の下益見土地区画整理事業を計画どおり実施するとともに、既に基盤整備された宅地の有効利用促進と地域の利便性や魅力の向上を総合的に進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

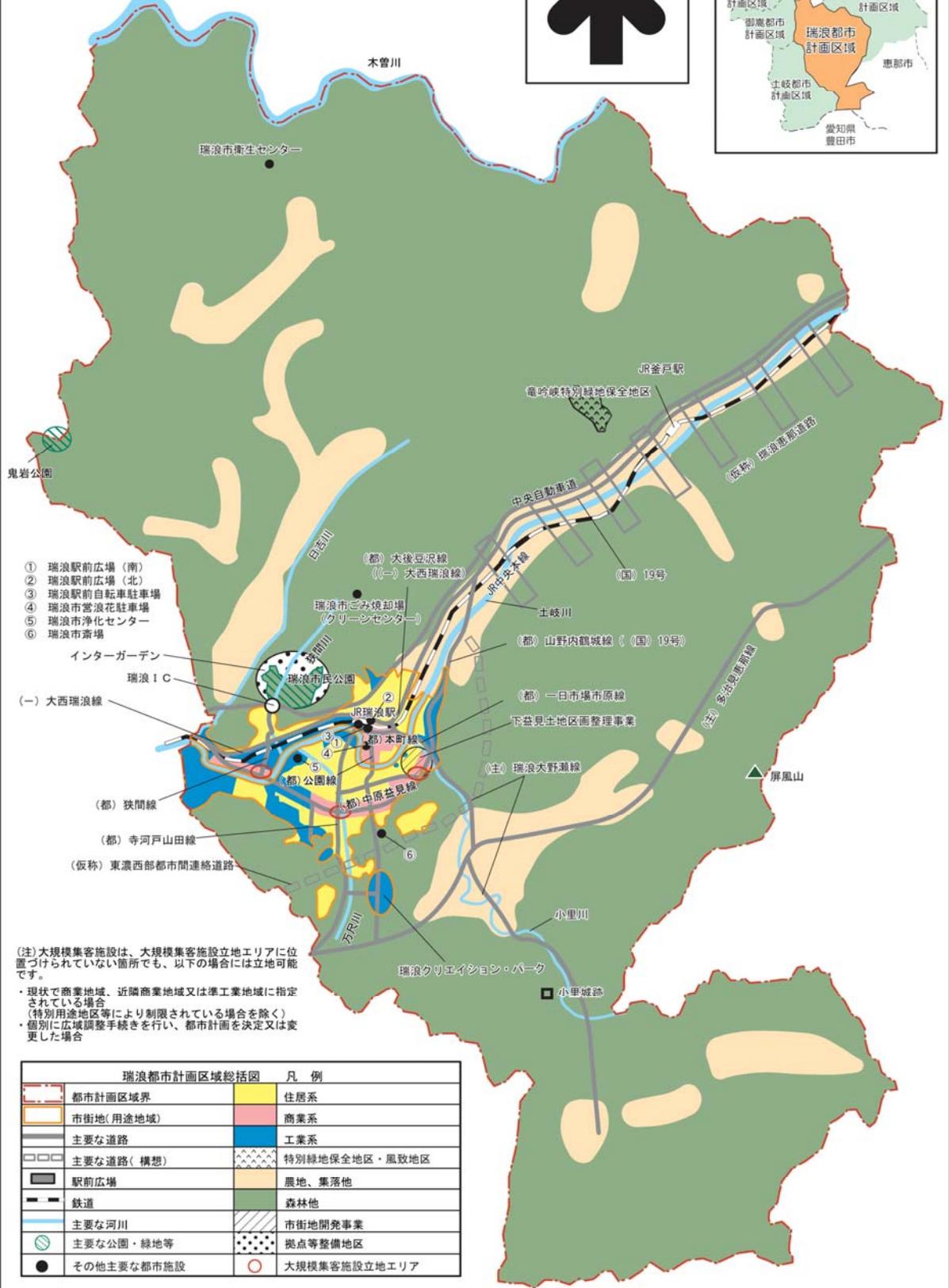
(一) 土岐川及び木曾川水系の水質、景観等の自然環境の保全を図り、農業振興地域における農用地区域や森林との調整を図る。

(二) 郷土の自然・街並み景観の保全及び歴史的風土の保存、文化財の保護に努めるとともに、必要に応じて規制等の措置を講ずる。

(三) 市街地では、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺環境の形成により、ゆとりある快適な環境を創るとともに、集落地区では貴重な自然や優れた景観の維持・形成を図りつつ、健全な地域社会形成に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

瑞浪都市計画区域 総括図



- ① 瑞浪駅前広場(南)
- ② 瑞浪駅前広場(北)
- ③ 瑞浪駅前自転車駐車場
- ④ 瑞浪市営浪花駐車場
- ⑤ 瑞浪市浄化センター
- ⑥ 瑞浪市斎場

(注)大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合
 (特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

瑞浪都市計画区域総括図 凡例	
	都市計画区域界
	市街地(用途地域)
	主要な道路
	主要な道路(構想)
	駅前広場
	鉄道
	主要な河川
	主要な公園・緑地等
	その他主要な都市施設
	住居系
	商業系
	工業系
	特別緑地保全地区・風致地区
	農地・集落地
	森林地
	市街地開発事業
	拠点等整備地区
	大規模集客施設立地エリア

別記二

公述申出書

平成22年4月30日付けで岐阜県公報に登載された瑞浪都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年四月三十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター